

平成 25 年 2 月 13 日

依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会  
座長 樋口進 様

## 依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会への要望書

以下の内容について、国に対して提言していただくよう要望いたします。

依存症の治療施設が不十分な中で、ダルク等民間施設が依存症回復の大きな役割をはたしています。その入所者の約8割は生活保護受給者です。生活保護給付額の削減によって施設運営が圧迫されないよう、また、制度見直しによって薬物依存症が生活保護受給の対象から排除されないよう対応を強く求めます。

依存症は精神障害に位置付けられながら、自立支援法の障害程度区分は全く依存症に対応していない現状があります。結果、回復施設等を利用する際の利用費は、生活保護や家族負担に頼らざる得なくなっています。障害程度区分の見直しの中で、依存症者の障害特性に合わせた支援区分にしていくことを求めます。

栃木県では、平成 21 年度から薬務課、警察、精神保健福祉センター、ダルク等の連携の元、栃木県薬物依存症対策事業を行い、初犯の薬物使用者等の回復支援に成果を挙げています。この取り組みを、全国の取り組みにしていくよう、国の努力を求めます。

精神保健福祉センターでの相談事業の充実や、家族教室の定期的な開催が全国で行われることを求めると共に、依存症に対して十分な専門知識を持った担当職員の確保を求めます。また、スマーブ等のプログラムが精神保健福祉センターや保健所でも開催されるような体制づくりが行われることを求めます。

医療機関に於いて薬物依存症者を入院治療で受ける際の診療報酬について加算をつけるよう求めます。また、医療機関でスマーブ等のプログラムが積極的に行われるよう、国の指導を求めます。

医療機関における過剰投与の実態を把握し、処方薬依存にならないよう、医療機関へ国の指導を更に徹底することを求めます。

生活保護受給者がNAに参加する際の移送費や、宿泊を伴う研修会に参加する際の宿泊費について、AAや断酒会等と同様に確保されるよう、自治体に指導することを求めます。

本検討会が、今後も継続・発展して行くよう国の努力を求めます。

特定非営利活動法人 全国薬物依存症者家族連合会

理事長 林 隆雄

〒323-0028 栃木県小山市若木町 2-10-17-401

TEL0285-30-3313/FAX0285-30-3314

